

合同会社（日本版LLC）の設立と产学連携への活用



夢はバラ色

池田 雅夫*

Establishment of LLC Supporting Collaboration of Industry and University

Key Words : Limited liability company (LLC), Collaboration of industry and university

本年（平成18年）5月、合同会社フロンティア・アライアンスが大阪大学大学院工学研究科の教員と特任教員の7名によって設立された。今後、教員の出資者を増やすとともに、学外からの出資も募りつつ、大阪大学の产学連携に対する柔軟で多様な支援活動を行う予定である。本稿では、この合同会社の設立に至る経緯と目的、そして将来の夢を述べる。

1. 合同会社とは

合同会社は、平成17年6月29日に第162通常国会で成立し、平成17年7月26日に公布、平成18年5月1日に施行された「会社法」によってできた新しい会社類型である（参考資料（1）、（2）参照）。アメリカのLimited Liability Companyを参考にしているため、日本版LLCとも呼ばれる。似たものに有限責任事業組合LLP（Limited Liability Partnership）があるが、LLPは民法組合の特例という位置付けのため法人格をもたない。また、課税は事業体であるLLPに対してではなく、出資者への直接課税である点が大きな違いである。LLPを規定する法律は、会社法ではなく「有限責任事業組合契約に関する法律」で、平成17年8月1日から施行されている。

合同会社の特徴は、以下のようにまとめられる。

① 出資者は社員と呼ばれ、業務執行は原則と

して全社員が行う。ただし、一部の社員に業務執行を委託することができる。

- ② 取締役会や監査役のような機関を設置する必要がない。
- ③ 社員の責任は有限である。つまり、出資額の範囲でしか責任を負わない。
- ④ 議決権分配、利益分配は出資割合と独立に自由に定めることができる。つまり、内部自治が認められている。
- ⑤ 社員の入社、持分の譲渡、定款変更は原則として全社員の同意を必要とする。

一般に、社員とは、その会社で雇用されている人を意味するように理解されるが、合同会社においては、出資者を意味する。相互会社である生命保険会社において、保険契約者（加入者、すなわち出資者）を社員と呼ぶのと同様である。業務執行の意思決定は原則として社員全員が行う。その意味で、組合的性格をもった会社といえる。ただし、一部の社員に業務執行を委託してもよく、この点も生命保険会社に似ている。

出資者の責任が有限で、出資額の範囲内である点は、株式会社と同様であるが、議決権や利益の分配が出資額に連動しないという点が大きな違いである。つまり、合同会社とは、有限責任であるが組織の規律が厳格な株式会社と、組織の内部自治が認められているが無限責任である合名会社・合資会社の特徴のうち、創業やジョイントベンチャーなどをしやすくする性格を抜き出した会社類型であるといえる。

2. 合同会社フロンティア・アライアンス設立の経緯

大阪大学大学院工学研究科は、平成13年度から

*Masao IKEDA
1947年1月生
1971年大阪大学大学院工学研究科通信工学専攻修士課程修了
現在、大阪大学大学院工学研究科付属フロンティア研究センター、センター長、工学博士、制御工学
TEL 06-6879-7335
FAX 06-6879-7335
E-mail : ikeda@mech.eng.osaka-u.ac.jp



始まった文部科学省科学技術振興調整費の戦略的研究拠点（スーパーCOEと呼ぶこともある）育成事業に「フロンティア研究拠点構想」を提案し、採択された。戦略的研究拠点育成事業は、『優れた成果を生み出す研究開発システムを実現するため、組織の長の優れた構想とリーダーシップにより、研究開発機関の組織運営改革を進め、国際的に魅力のある卓越した研究拠点の創出を図る』ことを目的としている。この事業では平成17年度まで公募がなされ、合計13機関の提案が採択されたが、工学研究科は最初の年度に採択された2機関のうちの一つである。

フロンティア研究拠点構想のミッションステートメントの概要は以下の通りであり、活動内容と成果は参考資料（3）にまとめられている。

○教育・研究及び待遇における平等主義的考え方を排す。合意形成型意思決定を改める。

新工学分野、新産業領域を起こすため、国際的研究拠点になるためのシステム改編

○フロンティア研究機構（FRC）を設置

迅速かつ柔軟な意思決定により、学内外からの研究人材と資金を戦略的分野に集中

○特定非営利活動法人（NPO）の設立

産業界との積極的な連携、マッチングファンドや研究環境整備、待遇改善の支援

○科学技術振興調整費充当期間（平成13～17年度）終了後の活動

フロンティア研究センター（FRCを継承する組織）を核に自立して改革を継続

この活動のなかで、NPOフロンティア・アソシエイツ（FRA）を平成14年7月に設立した。FRAは、企業と研究者のマッチングや企業と大学の共同研究契約の手続きの支援など、产学連携に大きな効果を發揮した。また、大学よりも柔軟に活動できる利点を活かして、研究設備の整備支援、シンポジウムにおける情報発信等の多様な援助を行った。FRAなくしてはフロンティア研究拠点構想の活動は容易でなかったと言える。FRAの支援に感謝している研究者は多い。

しかし、NPOであるFRAの基金は会員の年会費しかなく、財務基盤が弱いため、支援活動の内容と規模に限界があった。また、理事の責任が有限となっていなかったため、多少でもリスクを伴うような積極的活動、長期的な活動には躊躇せざるを得なかった。

そこで、教員の中から、FRAの発展形として、自分たち研究者を支援する会社を設立しようという機運が生まれてきた。丁度その時期、会社法によって、合同会社という上記の新しい会社類型ができるということを聞き、平成16年度後半から設立の検討を開始した。そして、平成18年5月1日の会社法施行とともに登記がなされ、合同会社フロンティア・アライアンス（FA）が設立された。

合同会社の最も大きな魅力は、議決権分配を出資割合に関係なく決めることができる点である。学外からの出資が学内からよりも多額であっても、学内の意思に沿って運営することを保証することが可能である。

3. 合同会社の活用

以上のような経緯であり、サービスを受けようとする人が主に出資するという意味で、FAは協同組合的発想に基づいている。金銭的利得を生むことが目的ではなく、学術活動に関する諸々の付随業務を代行したり、支援してくれる専門会社がほしいという教員の願望の実現である。つまり、教員にとってのいわゆる雑務を減らし、教育と研究にもっと集中したいという人たちの気持から来ている。

FAは当面、FRAで行ってきた产学連携のコーディネートや外部資金獲得の支援等を引き継ぐ。そして、近い将来、大学と社会のインターフェイスとして、以下のようなサービスを展開することが考えられている。

- ・プロジェクトや共同研究講座などからの依頼による事務補助、产学連携の企画等の支援
- ・企業のバーチャル研究所としての活動
- ・退職教員の外部資金による研究継続の支援
- ・シンクタンク業務
- ・ベンチャー起業に対する技術・研究コンサルティング
- ・学生のインターンシップの支援
- ・事務系職員の研修の支援

これらの実現により、大阪大学の教育研究活動がより高度になって、教職員が充実感をもって仕事ができる環境になるであろう。FAがあつてよかったと思ってもらえるようになることが、設立者たちの夢である。

产学連携活動にフロンティア・アライアンスのよ

うな合同会社を活用するアイデアは、大阪大学において生まれたものである。他の国立大学や独立行政法人化した国の研究所、そして経済界から注目されている。その意味で、透明性をもった運営を行い、成功して、产学連携支援の良いモデルになることが期待されている。

参考資料

- (1) 法務省民事局：「会社法」の概要，
<http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan33.html>
- (2) 中小企業庁：よく分かる中小企業のための新会社法 33問33答，2005年9月
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaisya/kaisyahou33/kaisyahou.htm> からダウンロード可能
- (3) 大阪大学大学院工学研究科フロンティア研究機構：文部科学省科学技術振興調整費戦略的研究拠点育成プログラム「大阪大学フロンティア研究拠点構想」，2006年3月

